

「宮崎県住生活基本計画」の改定素案に係る意見募集の結果

番号	該当頁	該当箇所、項目等	意見の要旨	県の考え方
1	P46	3.2.1 「社会環境の変化」からの視点 (2) 目標2 災害への備え	九州地区では4年連続で災害救助法が適用されるような災害が続いており、頻発・激甚化する災害に対する安全な住宅・住宅地の形成および被災者の住まいの確保に向けた当該目標設定に賛同いたします。	御意見ありがとうございます。
2	P50～51	1.2.1 施策2 災害に強い住まい・まちづくりの推進	宮崎県の「(1) 住宅の耐震診断・耐震改修の促進」、「(2) 優れた耐震性能が確保された住宅の供給促進」および「(3) 住宅及び宅地の安全・安心を高める基盤整備」等に賛同いたします。 なお、県の想定によると南海トラフ巨大地震発生後、10mを超える津波が宮崎県沿岸部を襲い（最大津波高17m、最短津波到達時間14分）、その結果広範囲の浸水地域が想定されています。 計画では「災害から住宅・宅地を守る基盤整備」の記載が見受けられますが、令和3年3月19日付「住生活基本計画」に記載のあるような「避難計画に基づく避難体制や避難設備の整備、避難場所の確保と連携した盛土等による住宅・住宅地の浸水対策の推進」など、より踏み込んだ津波対策を検討いただきたい。	住宅及び宅地における津波対策については、P52「(6) 防災全般に関する情報提供」に記載のとおり、県民の防災意識の啓発やハザードマップ等に基づく土地、地盤選びの重要性等について情報提供を行うなどのソフト対策を適切に実施することにより、住宅及び宅地の防災・減災対策を推進することと考えております。 いただいた御意見につきましては、関係部局と情報を共有するとともに、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	P50	1.2.1 施策2 災害に強い住まい・まちづくりの推進	当県では過去に我が国観測史上1位の記録となる最大瞬間風速57.9m/s（1993年台風13号）を観測するなど、台風等による風害の危険性は他地域に比べて高いものと考えております。 風水害など自然災害等から居住者の安全を確保するため、「住生活基本計画」にも記載されているように住宅の改修による耐風性等の向上に資する具体的な施策をご検討いただきたい。	建築物の耐風性につきましては、近年の強風被害等を踏まえ、瓦屋根の緊結方法に関する基準が強化されるなどの対応がなされたところであり、これら改正基準の内容等の周知について追記することといたします。

「宮崎県住生活基本計画」の改定素案に係る意見募集の結果

番号	該当頁	該当箇所、項目等	意見の要旨	県の考え方
4	P52	1.2.1 施策2 災害に強い住まい・まちづくりの推進	ハザードマップの周知等および広く県民に対して、風水害に強いまちづくりに関する情報を提供することに関し賛同いたします。	御意見ありがとうございます。
5	P53	1.2.2 施策3 被災者の居住安定のための支援	<p>宮崎県の「(1) 被災者の居住安定の確保」および「(3) 恒久的な住まいの確保に向けた被災者に寄り添った支援の実施」等に賛同いたします。</p> <p>なお、令和2年7月に内閣府の「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」検討結果報告においては、「自然災害からの住宅再建等の生活再建についても『自助』による取組が基本であり、被災者生活再建支援金等の『公助』は、この取組を側面的に支援するものである。」と報告しております。</p> <p>宮崎県が(1)において、「自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、応急的な住宅を提供」することは適当な施策であると考えておりますが、公助の制度周知とともに、県民に対する資力の確保の促進を図る施策も同時に行うべきと思慮いたします。</p>	<p>御指摘のとおり、大規模災害においては「公助」に限界があるため、「自助」、「共助」が重要であると考えています。「自助」の考え方については、県が別に定めている「宮崎県地域防災計画」において、県、市町村及び防災関係機関が、広報誌やパンフレット等により、地震等に備えた住宅保険や共済への加入など、「自助」の取組について啓発を実施することとして記載しています。</p> <p>いただいた御意見につきましては、関係部局と情報を共有するとともに、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>